

## 朝霞市条例第24号

### 朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成5年朝霞市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第10条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第13条中「405円99銭」を「586円88銭」に、「23万7,188円」を「31万6,250円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例による改正後の朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。